

小平市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の概要

1 国民健康保険税の税率等改定の理由

(1) 所得割額及び均等割額

国民健康保険の被保険者数の減に伴い、保険税収入は減少すると見込まれる。一方、一人当たりの医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化により、今後も増加が見込まれる。

このような状況の中、平成28年度以降の国民健康保険財政の収支の均衡を図るため、国民健康保険税の税率（所得割額及び均等割額）を改定する。

(2) 課税限度額

平成27年3月31日付で地方税法施行令が改正され、医療保険分及び後期高齢者支援金分が1万円、介護保険分が2万円引き上げられた。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険条例を改正し、医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分の課税限度額を改定する。

2 改正の内容

		現 行	改 定 案		
			増 減	伸 率	
医療保険分	所得割額	4.90 %	5.35%	0.45 ㊦	9.2%
	均等割額	20,500 円	22,500 円	2,000 円	9.8%
	課税限度額	510,000 円	520,000 円	10,000 円	2.0%
	調定額	2,375,645 千円	2,546,692 千円	171,047 千円	7.2%
	収納額	2,182,339 千円	2,339,391 千円	157,052 千円	
後期高齢者 支援金分	所得割額	1.67 %	1.85 %	0.18 ㊦	10.8%
	均等割額	9,800 円	10,900 円	1,100 円	11.2%
	課税限度額	160,000 円	170,000 円	10,000 円	6.3%
	調定額	915,299 千円	981,201 千円	65,902 千円	7.2%
	収納額	840,813 千円	901,310 千円	60,497 千円	
介護保険分	所得割額	1.20 %	1.27 %	0.07 ㊦	5.8%
	均等割額	14,900 円	15,600 円	700 円	4.7%
	課税限度額	140,000 円	160,000 円	20,000 円	14.3%
	調定額	352,145 千円	376,963 千円	24,818 千円	7.0%
	収納額	316,200 千円	338,451 千円	22,251 千円	
合 計	所得割額	7.77 %	8.47%	0.70 ㊦	9.0%
	均等割額	45,200 円	49,000 円	3,800 円	8.4%
	課税限度額	810,000 円	850,000 円	40,000 円	4.9%
	調定額	3,643,089 千円	3,904,856 千円	261,767 千円	7.2%
	収納額	3,339,352 千円	3,579,152 千円	239,800 千円	

3 施行期日

第1条：平成28年4月1日

第2条：公布の日